

投資信託説明書(目論見書)

2008.02

# 新生・UTIインドインフラ関連株式ファンド

追加型証券投資信託 / ファンド・オブ・ファンズ / 自動けいぞく投資可能

<設定・運用は>



新生インベストメント・マネジメント

\*本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

投資信託説明書  
[ 交付目論見書 ]  
2008.02

新生・UTI インドインフラ関連株式ファンド  
追加型証券投資信託 / ファンド・オブ・ファンズ / 自動けいぞく投資可能

設定・運用は  
新生インベストメント・マネジメント株式会社

本書は金融商品取引法第 13 条の規定に基づき、投資家に交付される目論見書です。

1. この投資信託説明書(交付目論見書)により行う「新生・UTI インドインフラ関連株式ファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和 23 年法第 25 号)第5条の規定により有価証券届出書を平成 20 年1月 25 日に関東財務局長に提出し、また、同法第 7 条の規定により有価証券届出書の訂正届出書を平成20年2月5日に関東財務局長に提出しており、平成 20 年2月 10 日にその効力が発生しております。
2. 金融商品取引法第 13 条第2項第2号に定める内容を記載した投資信託説明書(請求目論見書)は、投資家からの請求があった場合に交付されます。当該請求を行った場合には、投資家自らが当該請求を行った旨を記録しておくようにしてください。なお、当投資信託説明書(交付目論見書)は、投資信託説明書(請求目論見書)を添付しております。

「新生・UTI インドインフラ関連株式ファンド」は、主に投資信託証券に投資を行い、投資対象とする投資信託証券は、主にインドの株式を投資対象としていますが、その他の有価証券に投資することもあります。ファンドの基準価額は、組み入れた株式やその他の有価証券の値動き、為替相場の変動等の影響により基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

#.ファンドに生じた損益はすべて受益者に帰属します。

#.元本が保証されているものではありません。

#.一定の収益や投資利回り等成果が約束されているものではありません。

#### 投資信託をご購入の際の注意事項

- 投資信託は預金保険または保険契約者保護機構の対象ではありません。
- 銀行など登録金融機関で投資信託を購入された場合、投資者保護基金の支払対象ではありません。
- 投資信託は金融機関の預金と異なり、元本および利息の保証はありません。
- 投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様が負うこととなります。

下記の事項は、この投資信託「新生・UTI インドインフラ関連株式ファンド」、以下「当ファンド」といいます。)をお申込みされるご投資家の皆様にあらかじめ、ご確認いただきたい重要な事項としてお知らせするものです。お申込みの際には、下記の事項および投資信託説明書(交付目論見書)の内容を十分にお読み下さい。

記

#### ◎ 当ファンドに係るリスクについて

当ファンドは、主として、投資信託証券への投資を通じて、インドの株式に投資を行いません。株式等の有価証券市場は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給関係等を反映して変動し、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。インドなどのエマージング諸国への投資は、先進国と比較して、相対的に高いリスクがあります。また、実質的に外貨建資産に投資をしておりますので、為替変動により、損失を被ることがあります。したがって、ご投資家の皆様の投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

当ファンドの基準価額の変動要因としては、主に「カントリーリスク」「組入有価証券の価格変動・信用・流動性リスク」や「為替リスク」等があります。

※詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「ファンドのリスク」をご確認下さい。

#### ◎ 当ファンドに係る手数料等について

【お客様には以下の費用をご負担いただきます。】

##### ● 申込時に直接ご負担いただく費用

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に対して上限 3.675% (税抜 3.5%)

##### ● 解約時に直接ご負担いただく費用

信託財産留保金 換金申込日の翌営業日の基準価額に対して 0.3%

##### ● 投資信託の保有期間中にご負担いただく費用

- ・信託報酬 信託財産の純資産総額に対して年率 1.197% (税抜 1.14%)
- ・投資対象ファンドの運用報酬 年率 0.7%

実質的な信託(運用)報酬率(税込・年率)の概算値
--------------------------

年 1.897%程度
------------

##### ● その他費用

受託会社・管理会社報酬額、管理事務代行報酬、保管報酬、副保管報酬  
および登録・名義書換代理人報酬等、監査報酬、弁護士報酬等、有価証券  
売買時の取引費用等

(その他費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、  
上限等を示すことはできません。)

\*当ファンドは他のファンドを投資対象としており、投資対象ファンドにおける  
所定の信託報酬を含めてお客様が実質的に負担する信託報酬を算出して  
おります。

※詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)をご確認下さい。

## 交付目論見書 目次

ファンドの概要	①
<b>第一部【証券情報】</b>	1 頁
(1)【ファンドの名称】	(7)【申込期間】
(2)【内国投資信託受益証券の形態等】	(8)【申込取扱場所】
(3)【発行(売出)価額の総額】	(9)【払込期日】
(4)【発行(売出)価格】	(10)【払込取扱場所】
(5)【申込手数料】	(11)【振替機関に関する事項】
(6)【申込単位】	(12)【その他】
<b>第二部【ファンド情報】</b>	5 頁
<b>第1【ファンドの状況】</b>	5 頁
1【ファンドの性格】	5 頁
(1)【ファンドの目的及び基本的性格】	(2)【ファンドの仕組み】
2【投資方針】	13 頁
(1)【投資方針】	(4)【分配方針】
(2)【投資対象】	(5)【投資制限】
(3)【運用体制】	
3【投資リスク】	18 頁
4【手数料等及び税金】	22 頁
(1)【申込手数料】	(4)【その他の手数料等】
(2)【換金(解約)手数料】	(5)【課税上の取扱い】
(3)【信託報酬等】	
5【運用状況】	27 頁
6【手続等の概要】	29 頁
(1)【申込(販売)手続等】	(2)【換金(解約)手続等】
7【管理及び運営の概要】	32 頁
(1)【資産の評価】	(4)【計算期間】
(2)【保管】	(5)【受益者の権利等】
(3)【信託期間】	(6)【その他】
<b>第2【財務ハイライト情報】</b>	35 頁
<b>第3【内国投資信託受益証券事務の概要】</b>	35 頁
<b>第4【ファンドの詳細情報の項目】</b>	36 頁
信託約款	37 頁
信託用語集	48 頁

## ファンドの概要

# 新生・UTI インドインフラ関連株式ファンド

※お申込みの際には、掲載の投資信託説明書(交付目論見書)記載内容を良くお読みいただき、当ファンドの内容・手数料等・リスクを十分にご理解いただいた上で、お申込みください。

### ファンドの目的及び基本的性格について

商品分類	追加型証券投資信託 / ファンド・オブ・ファンズ/ 自動けいぞく投資可能
ファンドの目的	この投資信託は、中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行うことを基本とします。
主な投資対象	投資信託証券(投資信託または外国投資信託の受益証券および投資法人または外国投資法人の投資証券をいいます。以下同じ。)を主要投資対象とします。 モーリシャス籍の円建て外国投資法人 「Shinsei UTI India Fund (Mauritius) Limited」の Class B 投資証券 証券投資信託 「新生 ショートターム・マザーファンド」受益証券
主な投資制限	①投資信託証券、短期社債等(社振法第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。)およびコマーシャル・ペーパー以外の有価証券への直接投資は行いません。 ②同一銘柄の投資信託証券への投資は、当該投資信託約款又は規約においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得されることが記載されている投資信託証券については、信託財産の純資産総額に対する同一銘柄の時価総額の制限を受けません。 ③株式への直接投資は行いません。 ④外貨建資産への投資割合には制限を設けません。 ⑤外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
信託期間	原則として無期限とします。 ただし、投資信託約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。
決算日	原則として、毎年10月25日とします。 なお、該当日が休業日の場合は翌営業日です。
収益分配	毎決算時に、委託者が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。 ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わない場合があります。  「一般コース」 原則として、決算日から起算して5営業日目までに収益分配金のお支払いを開始いたします。  「自動けいぞく投資コース」 原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

## 取得申し込み手続きについて

申込方法	<p>販売会社の営業日は、原則として、いつでもお申込みが可能です。</p> <p>収益分配金の受取方法によって</p> <p>「一般コース」</p> <p>「自動けいぞく投資コース」</p> <p>の2通りがあります。</p> <p>なお、販売会社や申込形態により、どちらか一方のコースのみのお取り扱いとなる場合等があります。詳しくは販売会社にお問合せください。</p>
受付時間	<p>原則として、午後3時(わが国の金融商品取引所#が半休日となる場合は午前11時)までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日のお取扱いとなります。</p> <p>#金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。</p>
受付不可日	<p>販売会社の営業日であっても、取得お申込日が下記のいずれかに該当する場合は、取得のお申込の受付を行いません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● モーリシャスの銀行休業日</li> <li>● インドのムンバイ証券取引所の休業日</li> <li>● インドのナショナル証券取引所の休業日</li> </ul>
受付場所	販売会社につきましては、委託会社にお問合せください。
申込価額	<p>当初申込期間(平成20年2月12日から平成20年2月28日まで)</p> <p>1口当たり1円とします。</p> <p>継続申込期間(平成20年2月29日から平成21年1月27日まで)</p> <p>取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。</p> <p>#直近の基準価額につきましては、販売会社ないしは委託会社にお問合せください。</p>
申込単位	お申込単位につきましては、販売会社ないしは委託会社にお問合せください。
取得申込の受付の中止・既に受付けた取得申込の受付の取消	<p>金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込みの受け付けを中止すること、および既に受付けた取得申込みの受け付けを取り消す場合があります。</p>

※当ファンドについては、販売会社または下記の連絡先までお問合せください。

新生インベストメント・マネジメント株式会社 (委託会社)

ホームページ アドレス <http://www.shinsei-investment.com>

電話番号 03-5157-5549

お問合せ時間(営業日) 9:00~17:00 (半休日となる場合 9:00~12:00)

換金(解約)手続きについて	
受付時間	原則として、午後3時(わが国の金融商品取引所が半休日となる場合は午前11時)までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日のお取扱いとなります。
受付不可日	販売会社の営業日であっても、換金請求受付日が下記のいずれかに該当する場合は、換金の請求の受付は行いません。詳しくは、販売会社にお問合せください。 <ul style="list-style-type: none"> <li>●モーリシャスの銀行休業日</li> <li>●インドのムンバイ証券取引所の休業日</li> <li>●インドのナショナル証券取引所の休業日</li> </ul>
支払い開始日	原則として、解約請求受付日から起算して7営業日目からお支払いいたします。
解約価額	解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額(当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額)を控除した価額とします。 ※ 解約価額 = 基準価額 - 信託財産留保額 = 基準価額 - (基準価額 × 0.3%)
換金単位	販売会社が定める単位をもって換金できます。 ※ 販売会社によっては、換金単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問合せください。
お手持額	1口当たりのお手持額は、解約価額から所得税および地方税(当該解約価額が受益者毎の個別元本を超過した額に対し10%)を差し引いた金額となります。 ※ 税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。
換金申込の受付の中止・既に受付けた換金申込の受付の取消	委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受付けた解約請求の受付を取り消すことができます。解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日およびその前営業日の解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日(この計算日が解約の請求を受付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約の請求を受付けられる日とします。)に解約の請求を受付けたものとして取り扱います。



**当ファンドにおいてご負担いただきます手数料等**

申込手数料	<p>お申込手数料につきましては、3.675% (税抜 3.5%) を上限として販売会社が定めるものとします。</p> <p>※ 詳しくは、販売会社ないしは委託会社にお問合せください。</p>																
信託報酬等	<p>信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に対し年 1.197% (税抜 1.14%) の率を乗じて得た金額とし、計算期間を通じて日々、費用計上されます。</p> <p>※ 信託報酬の配分は、以下の通りとします。(括弧内は税抜です。)</p> <table border="1" data-bbox="427 645 1337 846"> <thead> <tr> <th colspan="4">信託報酬(年率)</th> </tr> <tr> <th>合計</th> <th>販売会社</th> <th>委託会社</th> <th>受託会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.197%</td> <td>0.735%</td> <td>0.4095%</td> <td>0.0525%</td> </tr> <tr> <td>(1.14%)</td> <td>(0.70%)</td> <td>(0.39%)</td> <td>(0.05%)</td> </tr> </tbody> </table>	信託報酬(年率)				合計	販売会社	委託会社	受託会社	1.197%	0.735%	0.4095%	0.0525%	(1.14%)	(0.70%)	(0.39%)	(0.05%)
信託報酬(年率)																	
合計	販売会社	委託会社	受託会社														
1.197%	0.735%	0.4095%	0.0525%														
(1.14%)	(0.70%)	(0.39%)	(0.05%)														
その他の手数料等	<p>①ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。</p> <p>②ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。</p> <p>③ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等相当額、外貨建資産の保管等に要する費用は信託財産から支払われます。</p> <p>④ファンドに係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、計算期間を通じて日々計上され、信託報酬の支弁される日に信託財産中から支払われます。</p> <p>※ その他の手数料等につきましては、監査費用を除き、運用状況等により変動するものであり、事前に全額もしくはその上限額またはこれらの計算方法を示すことはできません。</p>																
換金(解約)手数料	<p>①換金(解約)手数料 換金(解約)手数料はありません。</p> <p>②信託財産留保額 解約請求受付日の翌営業日の基準価額に 0.3% の率を乗じて得た額とします。</p>																
<参考>	<p>● 新生 ショートターム・マザーファンドの信託報酬、申込手数料、換金手数料等はかかりません。</p>																

**投資先ファンドにおいてご負担いただきます手数料等**

 申込手数料  
 換金(解約)  
 手数料

当ファンドが投資対象とするモーリシャス籍の円建て外国投資法人「Shinsei UTI India Fund (Mauritius) Limited Class B」(以下「投資先ファンド」といいます。)における手数料等

申込手数料はありません。  
 換金(解約)手数料はありません。

 運用報酬  
 <参考>

運用報酬 (年率)	投資先ファンドの純資産の 0.70%
-----------	--------------------

なお、当ファンドの信託報酬に、投資先ファンドの運用報酬(年率 0.70%)を加えた、受益者が実質的に負担する信託(運用)報酬率の概算値は以下の通りです。(申込手数料、解約留保金等は含んでおりません。)ただし、この値はあくまでも実質的な信託(運用)報酬の目安であり、投資先ファンドの組入れ状況によっては、実質的にご負担いただく信託(運用)報酬は変動いたします。

全体としての実質的な信託(運用)報酬(税込・年率)の概算値
年 1.897% 程度

 その他の  
 手数料等

①管理事務代行会社報酬(年率)

管理事務代行会社報酬	投資先ファンドの純資産の 0.07%
------------	--------------------

②保管会社報酬(年率)

保管会社報酬	投資先ファンドの純資産の 0.03%
--------	--------------------

③当初のファンド設定費用:上限約 1,100,000 円(1 米ドル=110 円)※  
 ※当該費用は当初 5 年間で償却します。

④その他

(i) 副保管報酬および許可・登録・名義書換代理人報酬等

(ii) 監査報酬、弁護士報酬、法務費用等

(iii) 有価証券売買時の取引費用等

(iv) 一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合の当該借入金の利息

(\*その他の費用は変動することが予想され、見積りが困難です。)

※ 詳細は投資信託説明書(交付目論見書) 第二部【ファンド情報】  
 第1【ファンドの状況】 4【手数料等及び税金】(22 頁)を必ずご参照  
 ください。

## 主なリスクと留意点

### 主なリスクと 留意点

#### ①カントリーリスク

当ファンドは、主として、投資信託証券への投資を通じて、インドの株式に投資を行います。投資対象国であるインドなどのエマージング諸国は、先進諸国と比較し、一般的に情報の開示などの基準が異なる場合があります。投資判断に際して正確な情報を十分に確保できない場合があります。インド政府は自国経済を規制または保護監督する上で大きな影響力を行使することが考えられます。したがって、先進諸国の株式への投資に比較して、金融商品市場の価格変動が大きくなるばかりでなく、規制の内容等によっては、ファンドによる投資資金の回収が一時的に困難となる、または、不可能となることも想定されます。その場合、基準価額にも大きな影響を及ぼします。また、インドの株式には、銘柄によりFII(外国人機関投資家)などに対する保有比率の制限があります。したがって、外国人機関投資家の保有比率の状況によっては買付が制約される場合があります。一般に、エマージング諸国は、政治・経済情勢などの安定性の欠如による、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)も想定されます。その他、政府当局による海外からの投資規制や外国人投資家に対する追徴的な課税、自国外への送金規制、金融商品取引所の閉鎖や取引停止等の規制が突然導入されることも想定されます。

#### ②組入株式の価格変動リスク・信用リスク

当ファンドが実質的に投資を行う株式の価格は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給関係等を反映して変動します。株式の価格は、短期的または長期的に大きく下落することがあります。また、組入株式の発行会社の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込むことがあります。すなわち、組入株式の価格の下落や、組入株式の発行会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資元本を割り込むことがあります。

#### ③組入株式の流動性リスク

インドなどのエマージング諸国の金融商品市場は、先進諸国と比較して、一般に、その市場規模が小さく、証券取引量が少なく、流動性等に問題があります。市場環境によっては、本来想定される投資価値と

## 主なリスクと留意点

### 主なリスクと留意点

は乖離した価格水準による取引が行われたり、流動性が極端に減少することも想定されます。

#### ④為替変動リスク

当ファンドは、主に投資信託証券に投資を行い、投資対象とする投資信託証券は、主にインドの株式を投資対象としていますが、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を直接受けます。特に、当ファンドの投資対象国であるインドの株価が上昇しても、当該通貨に対し円高となった場合、当ファンドの基準価額は下落する場合があります。

#### ⑤投資対象投資信託証券の設定地および当該ファンドの投資対象国における税制変更のリスク

当ファンドが投資をする投資信託証券の設定地および当該ファンドの投資対象国において、税制の変更が行われた場合には、その影響により、当ファンドの基準価額が下落することがあります。

#### ⑥一部解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動のリスク

一部解約代金の支払資金を手当するために当ファンドが投資する投資信託証券の組入有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことや、大量に売却しなければならないことがあります。その際、市況動向や流動性等の状況によっては、当ファンドが投資する投資信託証券の基準価額が大きく変動することとなり、当ファンドの基準価額も大きく変動する要因となります。また、当ファンドが投資する投資信託証券の組入有価証券の売却代金の回収が遅延し、当該投資信託証券の解約手続きが遅延した場合等、当ファンドで一時的に資金借入れを行い解約代金の支払いに対応する場合、借入金利は当ファンドが負担することになります。

#### ◎留意事項等

- ⑦ 当ファンドが組入れる投資信託証券の基準価額
- ⑧ 取得申込・解約申込の受付の中止・取消および制限
- ⑨ 資産規模に関わる留意点および信託の途中終了
- ⑩ 法令・税制・会計等の変更
- ⑪ 収益分配金に関する留意点

※ 詳細は投資信託説明書(交付目論見書) 第二部【ファンド情報】 第1【ファンドの状況】 3【投資リスク】 (18 頁)を必ずご参照ください。

## 第一部【証券情報】

### (1) 【ファンドの名称】

新生・UTI インドインフラ関連株式ファンド(以下「ファンド」、「当ファンド」という場合があります。)

### (2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託・受益権(以下「受益権」といいます。)

なお、当初元本は1口当り1円です。

格付けは取得していません。

ファンドの受益権は、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託者である新生インベストメント・マネジメント株式会社(以下、「委託者」、「委託会社」または「当社」という場合があります。))は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

### (3) 【発行(売出)価額の総額】

#### ① 当初申込期間

400億円を上限とします。

#### ② 継続申込期間

1,000億円を上限とします。

### (4) 【発行(売出)価格】

#### ① 当初申込期間

1口当り1円とします。

#### ② 継続申込期間

取得申込受付日の翌営業日の基準価額<sup>※1</sup>とします。

午後3時(わが国の金融商品取引所<sup>※2</sup>の半日営業日の場合は午前11時)までに、取得申込みが行われかつ当該取得申込みにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

※1 「基準価額」とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、当ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

※2 金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。(以下同じ。)

・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の下記の照会先にお問合せください。

新生インベストメント・マネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.shinsei-investment.com>

電話番号 03-5157-5549

お問合せ時間(営業日)9:00~17:00 (半休日となる場合は9:00~12:00)

また、原則として、基準価額計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊「オープン基準価格」欄に略称「インフラ」として当ファンドの基準価額が掲載されます。

#### (5) 【申込手数料】

- ① 取得申込受付日の翌営業日の基準価額(当初申込期間中は1口当り1円)に3.675%(税抜3.5%)を上限として販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。  
※詳しくは、販売会社または委託会社の(4)の照会先にお問合せください。
- ② 「自動けいぞく投資コース」でお申込みの場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、お申込手数料はかかりません。

#### (6) 【申込単位】

申込単位につきましては、販売会社または委託会社の(4)の照会先にお問合せください。

#### (7) 【申込期間】

- ① 当初申込期間:平成20年2月12日から平成20年2月28日まで
- ② 継続申込期間:平成20年2月29日から平成21年1月27日まで  
平成21年1月28日以降の継続申込期間については、あらたに有価証券届出書を提出することによって更新されます。

#### (8) 【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所(以下「販売会社」といいます。)については委託会社の(4)の照会先までお問合せ下さい。

#### (9) 【払込期日】

- ① 当初申込期間  
当初申込期間中(平成20年2月28日まで)に申込金額を申込みの販売会社にお支払いください。当初申込みに係る発行価額の総額は、販売会社によって、信託設定日(平成20年2月29日)に、委託会社の指定する口座を経由して、住友信託銀行(以下「受託者」または「受託会社」といいます。)の指定するファンド口座(受託会社が再信託している場合は、当該再信託受託会社の指定するファンド口座)に払い込まれます。
- ② 継続申込期間  
お申込金額は、販売会社が指定する期日までにお支払いください。お申込金額には利息は付利されません。

各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座(受託会社が再信託している場合は、当該再信託受託会社の指定するファンド口座)に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

お申込金額は、お申込みの販売会社にお支払いください。払込取扱場所についてご不明の場合は、下記の照会先までお問合せ下さい。

新生インベストメント・マネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.shinsei-investment.com>

電話番号 03-5157-5549

お問合せ時間(営業日)9:00～17:00 (半休日となる場合は9:00～12:00)

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

① 申込みの方法

受益権の取得申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受け取る「一般コース」と、分配金が税引き後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」の2つの申込方法があります。

お申込みの際には、「一般コース」か「自動けいぞく投資コース」か、どちらかのコースをお申し出ください。

なお、販売会社や申込形態によっては、どちらか一方のコースのみのお取り扱いとなる場合や、買付単位が異なる場合等があります。詳しくは販売会社にお問合せください。

② 取得申込不可日

継続申込期間中は、販売会社の営業日であっても、取得申込日が下記に該当する場合は、取得のお申込みの受付は行いません。詳しくは、販売会社にお問合せください。

- モーリシャスの銀行休業日
- インドのムンバイ証券取引所の休業日
- インドのナショナル証券取引所の休業日

③ 取得申込みの受付の中止、既に受付けた取得申込みの受付の取り消し

金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込みの受付を中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付を取り消す場合があります。

④ 日本以外の地域における発行は行いません。

⑤ 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

◆投資信託振替制度(「振替制度」と称する場合があります。)

- ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
- ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。



## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

◎この投資信託は、主に投資信託証券に投資を行い、信託財産の成長をめざして積極的な運用を行います。主な投資対象は、モーリシャス籍の円建て外国投資法人「Shinsei UTI India Fund(Mauritius)Limited」のClassB 投資証券および新生インベストメント・マネジメント株式会社を委託者とし、住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である「新生 ショートターム・マザーファンド」の受益証券です。

◎信託金の限度は、委託者は受託者と合意のうえ、金 1,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

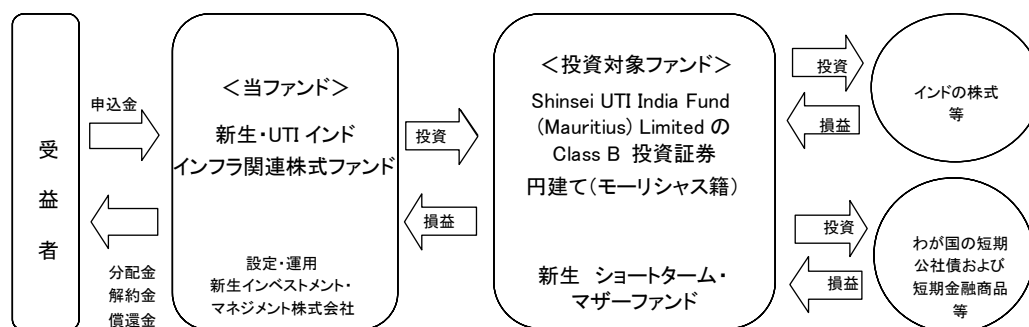
◎追加型証券投資信託、ファンド・オブ・ファンズです。

※「ファンド・オブ・ファンズ」とは、社団法人投資信託協会が定める証券投資信託の分類において、「主として投資信託証券(証券投資信託受益証券及び証券投資法人の投資証券(マザー信託を除く。))に投資するもの」として分類されるファンドをいいます。

## <ファンドの特色>

1.当ファンドは、主として外国投資法人 Shinsei UTI India Fund (Mauritius) Limited の Class B 投資証券に投資し、一部国内投資信託証券にも投資するファンド・オブ・ファンズです。

### <ファンドの仕組み>



- ✓ 各投資信託証券への投資割合は、資金動向や市場動向などを勘案して決定するものとし、原則として、Shinsei UTI India Fund (Mauritius) Limited の Class B 投資証券への投資割合を高位とすることを基本とします。
- ✓ 当ファンドの投資対象ファンドである Shinsei UTI India Fund (Mauritius) Limited の Class B 投資証券の投資資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ✓ 「新生 ショートターム・マザーファンド」は主としてわが国の短期公社債および短期金融商品に投資し、新生インベストメント・マネジメントが運用します。

※ 資金動向、市場動向等を勘案し、上記のような運用を行わない場合があります。

## 投資対象ファンドの概要

### (ア) Shinsei UTI India Fund (Mauritius) Limited の Class B 投資証券

ファンド名	Shinsei UTI India Fund (Mauritius) LimitedのClass B投資証券	
形態	モーリシャス籍の円建て外国投資法人	
運用の基本方針	成長性の高いインドのインフラストラクチャー (*1) 関連事業を営む企業の株式を主要投資対象とし、中長期的な信託財産の成長をめざした運用を行います。	
主な投資対象	ムンバイ証券取引所またはナショナル証券取引所に上場する株式等を主要投資対象とします。 ただし、直接投資に加えて、預託証券 (*2) を用いた投資も行うことがあります。	
ファンドの関係法人	運用会社	UTI Investment Management Company (Mauritius) Limited
	運用助言者	UTI ASSET MANAGEMENT COMPANY LIMITED
	管理会社	Deutsche International Trust Corporation (Mauritius) Limited
ファンドの特徴	<p>1. 主として、ムンバイ証券取引所またはナショナル証券取引所に上場する、インドのインフラストラクチャー関連企業の株式に投資を行い、中長期的な信託財産の成長をめざした運用を行います。</p> <p>2. マクロ経済や、セクター見通しの分析によるトップダウン・アプローチ、個別企業の予想 PERなどの定量分析や、成長性などの定性分析によるボトムアップ・アプローチにより、ポートフォリオを構築します。</p> <p>3. 運用会社であるUTI Investment Management Company (Mauritius) Limitedは、UTI ASSET MANAGEMENT COMPANY LIMITED からの投資助言をもとに運用を行います。 *当ファンドは純資産総額の10%を超えて借入を行いません。</p>	
手数料等	申込手数料	申込手数料はかかりません。
	運用報酬および管理報酬等 #	年率0.8% (上限) (#1)
決算日	毎年3月31日	

(\*1) インフラストラクチャー (infrastructure) とは「社会基盤」という意味で、「インフラ」と略すことがあります。道路・鉄道や空港・港湾などの交通・物流、電力・ガスなどのエネルギー供給、上下水道・都市基盤や通信など多岐にわたります。

(\*2) 預託証券とは、企業の株式を海外でも流通させるために、企業の株式を現地の銀行等に預託し、預託を受けた現地の銀行等が株式の代替として発行する証券のことをいいます。預託証券は株式と同様に金融商品取引所等で取引されます。

#1. 4【手数料等及び税金】(3)【信託報酬等】(22 頁)をご参照ください。

(イ) 新生 ショートターム・マザーファンド

ファンド名	新生 ショートターム・マザーファンド
商品分類	親投資信託 (マザーファンド)
運用の基本	わが国の短期公社債および短期金融商品を主要投資対象とします。
投資態度	主としてわが国の短期公社債および短期金融商品に投資を行い、利子等収益の確保を図ります。
主な投資制限	① 外貨建資産への投資は行いません。 ② 有価証券先物取引等を行うことができます。 ③ スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。
設定日	2006年12月27日 (水)
信託期間	無期限とします。 ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。
決算日	原則として、毎年12月10日 (休業日の場合は翌営業日) を決算日とします。
収益分配方針	信託財産から生じる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、分配を行いません。
申込手数料	申込手数料はかかりません。
信託報酬	信託報酬はかかりません。
委託会社	新生インベストメント・マネジメント株式会社
受託会社	住友信託銀行株式会社

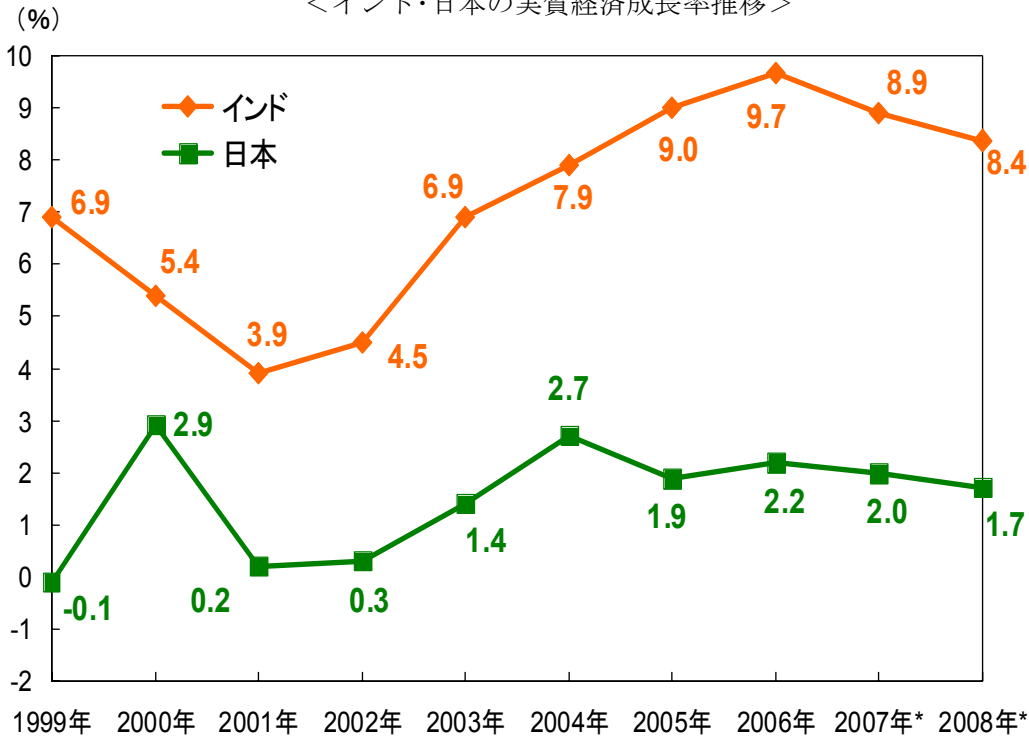
2.当ファンドは、主としてインドの証券取引所に上場しているインフラ関連株式を実質的な主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長をめざします。

当ファンドの投資対象ファンドであるShinsei UTI India Fund (Mauritius) LimitedのClass B投資証券は、主としてインドの証券取引所に上場する、インドのインフラストラクチャー関連企業の株式を投資対象とし、直接投資に加えて預託証券を用いた投資等を行うことにより、中長期的な信託財産の成長をめざします。

インドの概況

- ✓ インドの2006年人口は約11億人。中国に続いて世界第2位の人口大国です。
  - ✓ 国土面積は日本の約9倍、3,287,590km<sup>2</sup>に及びます。
  - ✓ 主要産業は綿花・石炭等の一次産業が主。近年の経済化により自動車産業やIT産業(IT:情報技術の略)も発展しています。
  - ✓ 2006年の国内総生産は8,737億米ドル、実質経済成長率は9.7%。
- (出所:世界各国経済情報ファイル2006、IMF(国際通貨基金)2007年10月現在)

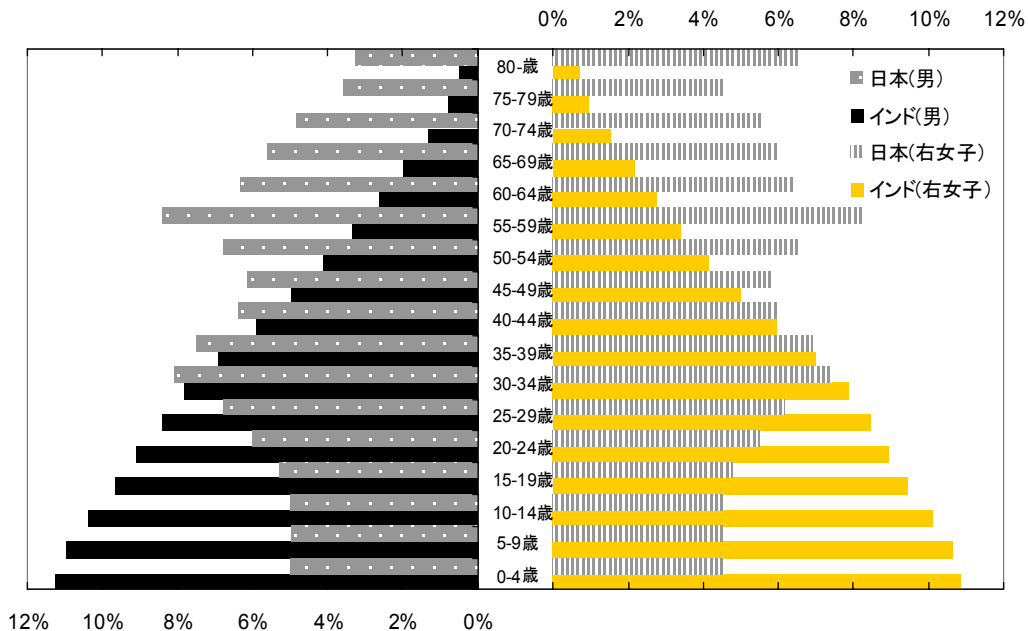
<インド・日本の実質経済成長率推移>



出所:IMF(国際通貨基金)2007年10月現在。\*2007年、2008年はIMF(国際通貨基金)予測値。

- ✓ インドの2006年の実質経済成長率は9.7%。2007年10月にIMF(国際通貨基金)が発表したインドの予想実質経済成長率は2007年は8.9%、2008年は8.4%です。

<インド・日本人口構成比率(2006年)>



出所:U.S.Census Bureau

- ✓ インドの2006年の人口は約11億人で中国に続いて世界第2位です。
- ✓ 今後、日本等の先進国は高齢化社会を迎え成長率の鈍化が懸念される一方、インドは経済成長の原動力となる労働世代(15歳~64歳)割合の増加が見込まれています。
- ✓ 労働世代の割合が高い国は、消費の活性化を伴い実質経済成長率を押し上げる役割を果たしていると言われています。

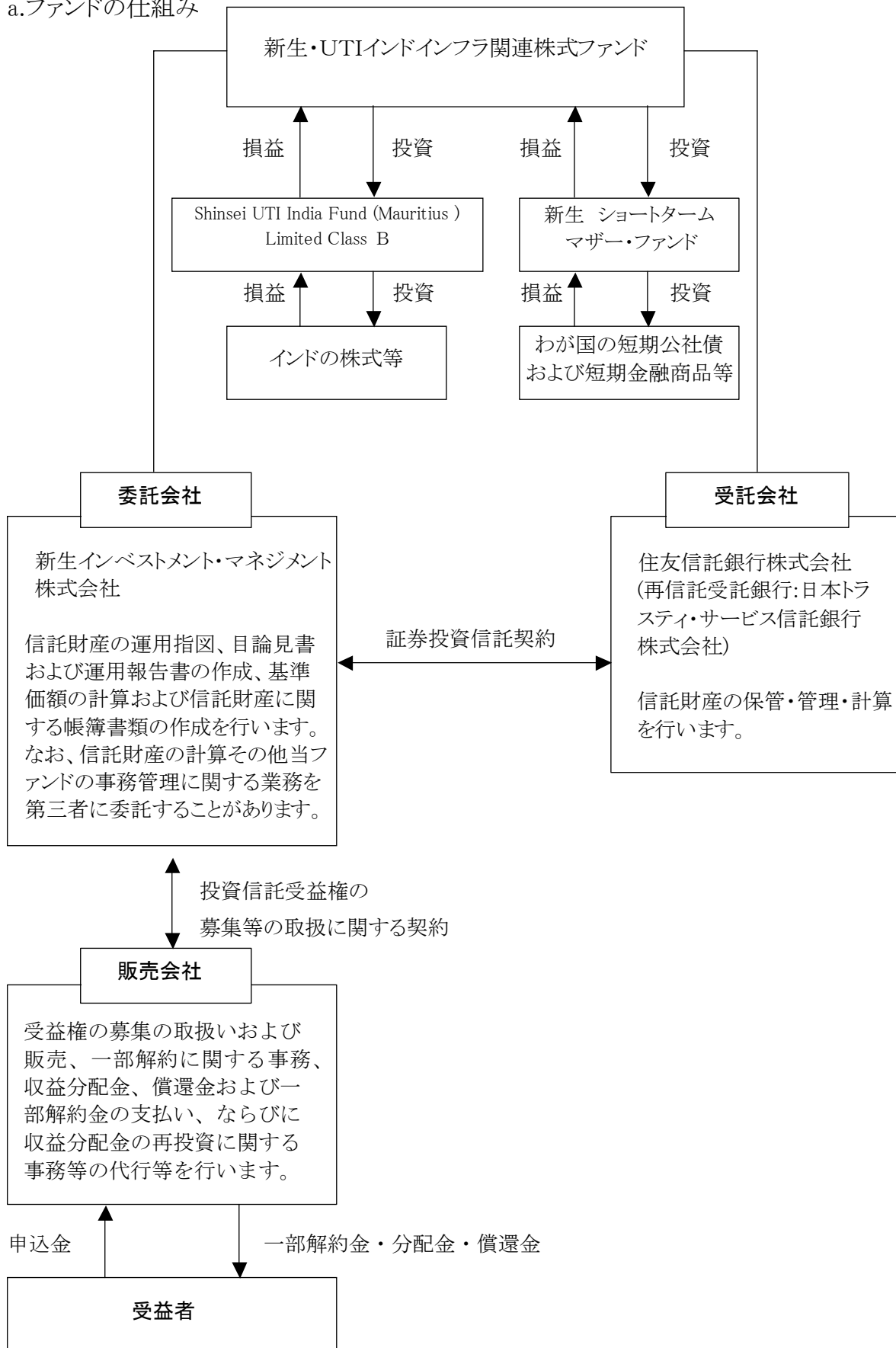
### 3.UTIグループによる運用

- ✓ 当ファンドの投資対象ファンドである Shinsei UTI India Fund (Mauritius) Limited の Class B 投資証券は、インド国内大手の運用会社である UTI グループが運用します。
- ✓ UTI グループは、1963 年にインドで最初に設立されるなど、40 年以上の歴史を持つインド国内最古の投信会社です。
- ✓ UTI グループは、マクロ分析やセクター分析等を行うトップダウン・アプローチと個別銘柄の調査等を行うボトムアップ・アプローチを併用して運用を行っています。

(\*)募集上限額に達する前にお申込みの受付を停止することがあります。

(2)【ファンドの仕組み】

a.ファンドの仕組み



## b. 契約等の概要

### 1. 証券投資信託契約

「証券投資信託契約」は、委託会社(新生インベストメント・マネジメント株式会社)と受託会社(住友信託銀行株式会社)との間で結ばれ、投資運用方針、収益分配方法、受益権の内容等、ファンドの運用・管理について定めた契約です。

### 2. 投資信託受益権の募集等の取扱いに関する契約

「投資信託受益権の募集等の取扱いに関する契約」は、委託会社(新生インベストメント・マネジメント株式会社)と販売会社との間で結ばれ、委託会社が販売会社に受益権の募集の取扱い、投資信託契約の一部解約に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払い、ならびに収益分配金の再投資等の業務を委託し、販売会社がこれを引き受けることを定めた契約です。

## c. 委託会社の概況

### ・資本金

委託会社の資本金の額は金4億9,500万円です(平成19年12月末日現在)。

### ・沿革

委託会社は、株式会社新生銀行の全額出資により設立された投資信託委託会社です。主な変遷は以下のとおりです。

平成13年12月17日： 新生インベストメント・マネジメント株式会社として設立。

平成14年 2月13日： 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資顧問業の登録。

平成15年 3月12日： 「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づく投資信託委託業および「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約にかかる業務の認可。

平成19年 9月30日： 証券取引法の改正に伴う金融商品取引法上の投資運用業、投資助言・代理業のみなし登録。

### ・大株主の状況

(平成19年12月末日現在)

氏名または名称	住所	所有株式数(株)	所有比率(%)
株式会社新生銀行	東京都千代田区内幸町二丁目1番8号	9,900	100



## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

- ① 主として、モーリシャス籍の円建て外国投資法人「Shinsei UTI India Fund(Mauritius) Limited」の Class B 投資証券及び証券投資信託である「新生 ショートターム・マザーファンド」受益証券を投資対象とします。

\*当ファンドはファンド・オブ・ファンズであり、投資対象とする外国投資信託に組み入れる銘柄の選択について重視し、当該ファンドに投資を行います。

- ② 投資信託証券への投資は、高位を維持することを基本とします。
- ③ 投資信託証券については、見直しを行うことがあります。この際、新たに投資信託証券を指定したり、既に指定されていた投資信託証券を変更したりする場合があります。
- ④ 資金動向、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準になったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

### (2)【投資対象】

#### ① 投資の対象とする資産の種類

投資信託証券(投資信託または外国投資信託の受益証券および投資法人または外国投資法人の投資証券をいいます。以下同じ。)を主要投資対象とします。

当ファンドにおいて特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

イ. 有価証券

ロ. 金銭債権

ハ. 約束手形

および、次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

#### ② 運用の指図範囲等

委託会社は、信託金を、主として次の外国投資法人の投資証券および新生インベストメント・マネジメント株式会社を委託者とし、住友信託銀行株式会社を受託者として締結された次のマザーファンド(その受益権を他の証券投資信託の信託財産に取得させることを目的とした証券投資信託であり、以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券ならびに次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. モーリシャス籍の円建て外国投資法人「Shinsei UTI India Fund (Mauritius) Limited」の Class B投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
2. 証券投資信託「新生 ショートターム・マザーファンド」の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
3. 短期社債等(社振法第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。)およびコマーシャル・ペーパー
4. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信

託の受益証券に限ります。)

上記の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することの指図ができます。

- 1.預金
- 2.指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3.コール・ローン
- 4.手形割引市場において売買される手形

### (3)【運用体制】

#### ① 新生インベストメント・マネジメント株式会社

ファンド運用に関する主な会議および組織は以下の通りです。

会 議	役 割・機 能
投資政策委員会	運用に関わる基本事項を審議し、運用が適切かつ適正に行われる体制を整えることを目的として、原則月1回会議を開催しています。 運用の基本方針の決定を行い、運用計画、投資ガイドライン等の検討を行います。
リスク管理委員会	業務執行に際して生じる多様なリスクについての基本事項及び関連事項を審議、決定することを目的として、原則月1回会議を開催しています。運用リスクの管理状況、投資ガイドラインの遵守状況等の確認を行います。

組 織	役 割・機 能
運用部 (9名)	運用部は、運用計画書を作成し、投資政策委員会に提出して承認を受けます。 ・ 当ファンドにおいては、投資環境および資金動向等により、投資対象ファンドおよびその他資産への投資割合を総合的に判断し決定します。 ・ 投資制限のチェック、運用成果の分析および評価、運用リスク分析等を定期的に行います。
トレーディング室	運用計画書の確認後、売買発注の執行等を行います。
管理部	信託財産の管理事務のほか、運用リスクの管理、法令遵守状況の管理も行います。

※なお、コンプライアンス・オフィサーは、管理部に属します。

※上記体制等は平成20年1月25日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

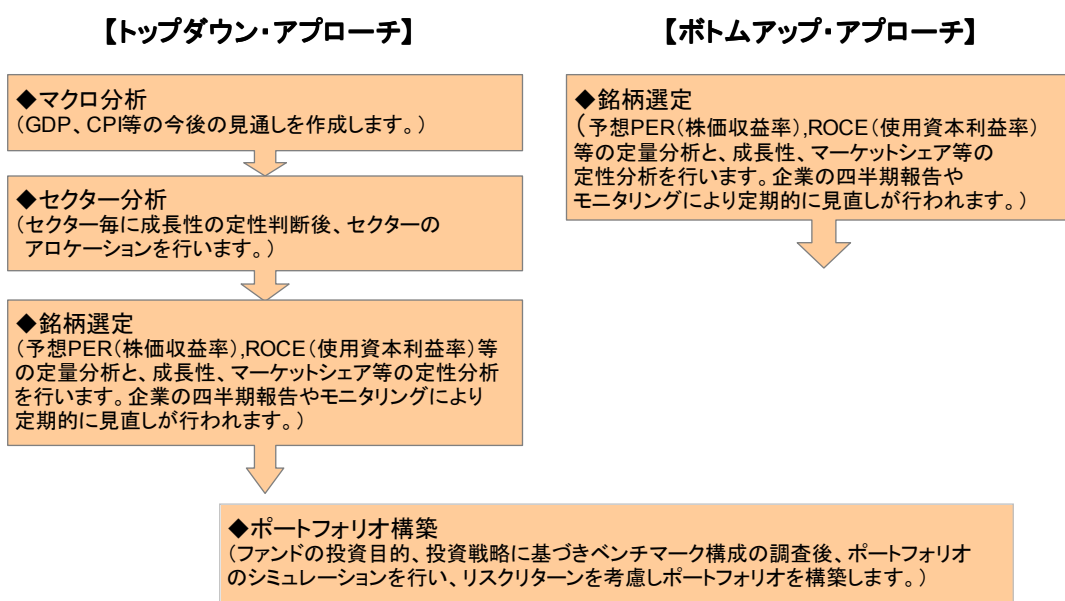
また、運用体制に関する社内規程等についても、ファンドの運用業務に関する運用業務管理規程、ファンドマネジャーが遵守すべき服務規程のほか、有価証券などの売買における発注先選定基準などに関して取扱い基準を設けることにより、利益相反となる取引、インサイダー取引等を防止するなど、法令遵守の徹底を図っています。

## ② UTI アセットマネジメント

UTI アセットマネジメントの運用体制は以下の通りであり、それぞれの役割が明確に定義された体制となっています(2007年9月末現在)。

証券リサーチ部門	13名
ファンドマネジメント部門	22名
ポートフォリオマネジメント部門	12名
リスク管理部門	4名
コンプライアンス部門	5名

### 投資プロセス



※上記体制等は平成20年1月25日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

#### (4)【分配方針】

##### ① 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

###### a. 分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

###### b. 分配対象額についての分配方針

委託者が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。

###### c. 留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益(無分配期の利益を含みます。)については、運用の基本方針に基づき運用を行います。

##### ② 収益分配金の支払い

###### 「一般コース」

原則として決算日から起算して5営業日目までに収益分配金のお支払いを開始いたします。支払いは販売会社において行います。

###### 「自動けいぞく投資コース」

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

(注)収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で、取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として取得申込者として扱います。)に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始いたします。

#### (5)【投資制限】

投資信託約款に基づく投資制限

- ① 投資信託証券、短期社債等(社振法第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。)およびコマーシャル・ペーパー以外の有価証券への直接投資は行いません。
- ② 同一銘柄の投資信託証券への投資は、当該投資信託の約款又は規約においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得されることが記載されている投資信託証券については、信託財産の純資産総額に対する同一銘柄の時価総額の制限を受けません。
- ③ 株式への直接投資は行いません。

- ④ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ⑤ 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- ⑥ 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- ⑦ 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する金融商品の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、金融商品の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ⑧ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

### 3 【投資リスク】

#### (1) ファンドのリスクと留意事項

当ファンドは、主に投資信託証券に投資を行い、投資対象とする投資信託証券は、主にインドの株式を投資対象としていますが、その他の有価証券に投資することもあります。ファンドの基準価額は、組み入れた株式やその他の有価証券の値動き、為替相場の変動等の影響により基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

# ファンドに生じた損益はすべて受益者に帰属します。

# 元本が保証されているものではありません。

# 一定の収益や投資利回り等 成果が約束されているものではありません。

# 以下に記載するリスクおよび留意点は当ファンドのリスクおよび留意点を完全に網羅しておりませんので、ご注意ください。

当ファンドの主なリスクおよび留意点は以下の通りです。

#### (a) カントリーリスク

当ファンドは、主として、投資信託証券への投資を通じて、インドの株式に投資を行います。投資対象国であるインドなどのエマージング諸国は、先進諸国と比較し、一般的に情報の開示などの基準が異なる場合があります。投資判断に際して正確な情報を十分に確保できない場合があります。インド政府は自国経済を規制または保護監督する上で大きな影響力を行使することが考えられます。したがって、先進諸国の株式への投資に比較して、金融商品市場の価格変動が大きくなるばかりでなく、規制の内容等によっては、ファンドによる投資資金の回収が一時的に困難となる、または、不可能となることも想定されます。その場合、基準価額にも大きな影響を及ぼします。また、インドの株式には、銘柄によりFII(外国人機関投資家)などに対する保有比率の制限があります。したがって、外国人機関投資家の保有比率の状況によっては買付が制約される場合があります。一般に、エマージング諸国は、政治・経済情勢などの安定性の欠如による、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)も想定されます。その他、政府当局による海外からの投資規制や外国人投資家に対する追徴的な課税、自国外への送金規制、金融商品取引所の閉鎖や取引停止等の規制が突然導入されることも想定されます。

#### (b) 組入株式の価格変動リスク・信用リスク

当ファンドが実質的に投資を行う株式の価格は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給関係等を反映して変動します。株式の価格は、短期的または長期

的に大きく下落することがあります。また、組入株式の発行会社の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込むことがあります。すなわち、組入株式の価格の下落や、組入株式の発行会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資元本を割り込むことがあります。

#### (c)組入株式の流動性リスク

インドなどのエマージング諸国の金融商品市場は、先進諸国と比較して、一般に、その市場規模が小さく、証券取引量が少なく、流動性等に問題があります。市場環境によっては、本来想定される投資価値とは乖離した価格水準による取引が行われたり、流動性が極端に減少することも想定されます。

#### (d)為替変動リスク

当ファンドは、主に投資信託証券に投資を行い、投資対象とする投資信託証券は、主にインドの株式を投資対象としていますが、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を直接受けます。特に、当ファンドの投資対象国であるインドの株価が上昇しても、当該通貨に対し円高となった場合、当ファンドの基準価額は下落する場合があります。

#### (e)投資対象投資信託証券の設定地および当該ファンドの投資対象国における税制変更のリスク

当ファンドが投資をする投資信託証券の設定地および当該ファンドの投資対象国において、税制の変更が行われた場合には、その影響により、当ファンドの基準価額が下落することがあります。

#### (f)当ファンドが組入れる投資信託証券の基準価額

当ファンドが組入れる外国投資信託証券の基準価額は、当該ファンドの関係法人が当該国の組入有価証券等の価格評価基準などにに基づき算出しますが、当該株式等の価格の訂正により当ファンドが組入れる外国投資信託証券の基準価額も影響を受けることがあります。しかし、投資信託証券の基準価額が影響を受けた場合でも、当該国の法令等に基づき一定の基準内であれば訂正は行わない場合もあり、当ファンドの基準価額も訂正されないことがあります。

#### (g)取得申込・解約申込の受付の中止・取消および制限

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込、解約申込の受付を中止することおよびすでに受け付けた取得申込、解約申込の受付を取り消すことができます。なお、信託期間中のモーリシャスの銀行休業日、インドのムンバイ証券取引所の休業日あるいは、

インドのナショナル証券取引所の休業日と同日の場合には、取得申込、解約申込の受付をいたしません。

(h)一部解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動のリスク

一部解約代金の支払資金を手当するために当ファンドが投資する投資信託証券の組入有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことや、大量に売却しなければならないことがあります。その際、市況動向や流動性等の状況によっては、当ファンドが投資する投資信託証券の基準価額が大きく変動することとなり、当ファンドの基準価額も大きく変動する要因となります。また、当ファンドが投資する投資信託証券の組入有価証券の売却代金の回収が遅延し、当該投資信託証券の解約手続きが遅延した場合等、当ファンドで一時的に資金借入れを行い解約代金の支払いに対応する場合、借入金利は当ファンドが負担することになります。

(i)資産規模に関わる留意点および信託の途中終了

当ファンドの資産規模によっては、本書で説明するような投資が効率的にできない場合があります。その場合には、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣る可能性があります。信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回った場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

(j)法令・税制・会計等の変更

法令・税制・会計方法等は今後変更される可能性があります。

(k)収益分配金に関する留意点

収益分配金は、決算毎に委託会社が経費控除後の利子・配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等を中心に基準価額水準、市況動向等を勘案して決定するため分配額は決算毎に変動します。したがって、一定水準の収益分配が支払われることを示唆あるいは保証するものではありません。また、分配対象額が少額の場合や、決算時点での基準価額の水準によっては、分配を行わない場合があります。



## (2) 投資リスクに対する管理体制

### ① 当社の基本方針と組織

当社の運用リスク管理体制は、リスク管理委員会のもとで一元的に管理する体制となっております。社内各部から集められたリスク情報はリスク管理委員会に集約され、検討が加えられたのち、管理状況等につき改善の必要が認められた場合には、各部に指示が下されます。投資リスクを管理する実務担当部は以下の通りです。

組 織	役 割・機 能
運用部	<ul style="list-style-type: none"><li>・基準価額の変動が、商品性と著しく乖離していないことを日々確認します。</li><li>・投資ファンド及び投資ファンドの運用を行う運用会社の評価については、定期的に見直し、その結果を投資政策委員会に報告します。</li></ul>
管理部	<ul style="list-style-type: none"><li>・投資ガイドラインや社内規定に基づく運用制限のモニタリングを行います。</li><li>・法令及び信託約款の遵守状況をモニタリングします。</li></ul>

### ② コンプライアンス体制

管理部(コンプライアンス・オフィサーは、管理部に属します。)は、当社の業務に係る法令諸規則の遵守状況の管理・検査を行い、必要に応じて指導を行います。また、コンプライアンス委員会を設置し、社内の現状と問題点の報告に基づき、効果的な改善策を決定し、社内管理体制の充実・強化を図っています。

### ③ UTI アセットマネジメント社

リスク管理政策はリスク管理部門の長と各部門の長との間で決定されます。フロント、バック、リスク管理業務等が全て統合され、関係部署が瞬時に状況を把握できるシステムに基づきリスク管理がなされます。コンプライアンス・オフィサーとリスク管理部門は運用部門とは独立しチェックしています。

※上記体制等は平成20年1月25日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

#### 4 【手数料等及び税金】

##### (1) 【申込手数料】

- ① 取得申込受付日の翌営業日の基準価額に 3.675%(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額)(税抜 3.5%) を上限として、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。  
※ 詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。販売会社については、委託会社までお問合せ下さい。
- ② 収益分配金を再投資する場合には手数料はかかりません。

##### (2) 【換金(解約)手数料】

- ① 換金(解約)手数料  
換金(解約)手数料はありません。
- ② 信託財産留保額  
解約請求受付日の翌営業日の基準価額に 0.3%の率を乗じて得た額とします。  
※ 「信託財産留保額」とは、投資信託を中途解約される受益者の解約代金から差し引いて、残存受益者の信託財産に繰り入れる金額のことをいいます。

##### (3) 【信託報酬等】

- ① 信託報酬  
信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に対し年 1.197%(税抜 1.14%)の率を乗じて得た金額とし、計算期間を通じて日々、費用計上されます。
- ② 信託報酬の配分  
信託報酬の配分は、以下の通りとします。

信託報酬率(年率)			
合計	販売会社	委託会社	受託会社
1.197%	0.735%	0.4095%	0.0525%
(1.14%)	(0.70%)	(0.39%)	(0.05%)

※括弧内は税抜です。

- ③ 信託報酬の支払時期  
信託報酬(信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。)は、計算期間の最初の6ヶ月終了日(該当日が休業日のときは、翌営業日とします。)、毎計算期間終了日、および信託終了のときに、信託財産から支払います。
- ④ 新生 ショートターム・マザーファンドの信託報酬等  
信託報酬、申込手数料および換金手数料はかかりません。

(4) 【その他の手数料等】

- ① ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。
- ② ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。
- ③ ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等相当額、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用は信託財産から支払われます。
- ④ ファンドに係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、計算期間を通じて日々、費用計上し、信託報酬の支弁される日に信託財産中から支払われます。

※ その他の手数料等につきましては、監査費用を除き、運用状況等により変動するものであり、事前に全額もしくはその上限額またはこれらの計算方法を示すことはできません。

《参考》

当ファンドが投資対象とするモーリシャス籍の円建て外国投資法人「Shinsei UTI India Fund (Mauritius) Limited」の Class B(以下「投資先ファンド」といいます。)に係る手数料について

- (1) 申込手数料 申込手数料はありません。
- (2) 換金(解約)手数料 換金(解約)手数料はありません。
- (3) 運用報酬

運用報酬 (年率)	投資先ファンドの純資産の 0.70%
-----------	--------------------

なお、当ファンドの信託報酬に、投資先ファンドの運用報酬(年率 0.70%)を加えた、受益者が実質的に負担する信託(運用)報酬率の概算値は以下の通りです。(申込手数料、解約留保金等は含んでおりません。) ただし、この値はあくまでも実質的な信託(運用)報酬の目安であり、投資先ファンドの組入れ状況によっては、実質的にご負担いただく信託(運用)報酬は変動いたします。

全体としての実質的な信託(運用)報酬(税込・年率)の概算値
年 1.897% 程度

(4) その他の手数料等

① 管理事務代行会社報酬(年率)

管理事務代行会社報酬	投資先ファンドの純資産の 0.07%
------------	--------------------

② 保管会社報酬(年率)

保管会社報酬	投資先ファンドの純資産の 0.03%
--------	--------------------

③ 当初のファンド設定費用: 上限約 1,100,000 円(1 米ドル=110 円)※

※当該費用は当初 5 年間で償却します。

④ その他

(i) 副保管報酬および許可・登録・名義書換代理人報酬等

(ii) 監査報酬、弁護士報酬、法務費用等

(iii) 有価証券売買時の取引費用等

(iv) 一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合の当該借入金の利息

(\*その他の費用は変動することが予想され、見積りが困難です。)

## (5)【課税上の取扱い】

受益者が支払いを受ける「収益分配金」のうち課税扱いとなる普通分配金(注1参照)ならびに「一部解約時」および「償還時」の個別元本(注2参照)超過額については下記の通り課税されます。

### (注1) 普通分配金と特別分配金

収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「特別分配金」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際

- イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当りの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
- ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当りの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が特別分配金となり、収益分配金から特別分配金を控除した金額が普通分配金となります。
- ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から特別分配金を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

### (注2) 個別元本

各受益者の買付時の受益権の基準価額(お申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。)が個別元本になります。

- イ) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当りの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問合せください。
- ロ) 受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※税法が改正された場合などには、上記の内容が変更になる場合があります。

## 《参考》ご投資家にご負担いただく費用および税金

ご投資家にお申込時、収益分配時やご換金時にご負担をいただきます費用と税金は以下の通りです。

### 個人の投資家の場合

平成 21 年 3 月 31 日までの間は、支払いを受ける分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金(解約)時および償還時の個別元本超過額については、10%(所得税7%および地方税3%)の税率による源泉徴収が行われます。また、申告不要制度の適用を受けることができます。収益の分配および一部解約時・償還時の差益については配当課税が適用され、確定申告を行うことにより、総合課税を選択することもできます。上記 10%の税率は平成 21 年 4 月 1 日からは、20%(所得税 15%および地方税5%)となる予定です。

ご負担の時期	ご負担をいただきます費用と税金の項目	ご負担をいただきます費用の額(率)	ご負担をいただきます税金の額(率)
ご購入時	申込手数料	3.675%(税抜 3.5%) 上限*	消費税等相当額
分配時	所得税および地方税	—————	普通分配金に対して 10%の源泉徴収 (申告不要制度適用)
ご換金時 (解約の場合)	信託財産留保額	基準価額に対して 0.3%	—————
	所得税および地方税	—————	解約価額の個別元本 超過額に対して 10%
償還時	所得税および地方税	—————	償還価額の個別元本 超過額に対して 10%

※ 申込手数料は、基準価額に、3.675%(税抜 3.5%)を上限として、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

### 法人の投資家の場合

平成 21 年 3 月 31 日までの間は、支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額について、7%(所得税 7%)の税率による源泉徴収が行われ、法人の受取額となります。地方税は源泉徴収されません。なお、税額控除制度が適用されます。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金には課税されません。益金不算入制度は適用されません。平成 21 年 4 月 1 日からは、前述の「平成 21 年 3 月 31 日まで」に記載の源泉徴収税率 7%が 15%となる予定です。そのほかの記載については上述と同様の取扱いとなる予定です。

※税法が改正された場合などには、上記の内容が変更になる場合があります。

## 5【運用状況】

ファンドの運用は平成20年2月29日より開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在該当事項はありません。

以下にご参考として記載する「新生 ショートターム・マザーファンド」の運用状況は平成19年12月28日現在のものです。また、「投資比率」とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

### (1)【投資状況】

該当事項はありません。

<ご参考>

「新生 ショートターム・マザーファンド」

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	日本	499,690,400	99.58
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	2,119,230	0.42
合計(純資産総額)		501,809,630	100.00

### (2)【投資資産】

#### ①【投資有価証券の主要銘柄】

該当事項はありません。

<ご参考>

「新生 ショートターム・マザーファンド」

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	利率(%)	償還期限	投資比率(%)
1	日本	国債証券	政府短期証券第481回	100,000,000	99.91	99,915,100	99.96	99,959,700	—	2008/02/04	19.92
2	日本	国債証券	政府短期証券第482回	300,000,000	99.90	299,709,300	99.95	299,843,100	—	2008/02/12	59.75
3	日本	国債証券	政府短期証券第491回	100,000,000	99.86	99,866,000	99.89	99,887,600	—	2008/03/24	19.91

種類別及び業種別投資比率

該当事項はありません。

<ご参考>

「新生 ショートターム・マザーファンド」

種類	業種	投資比率(%)
国債証券	—	99.58
合計		99.58

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

該当事項はありません。

②【分配の推移】

該当事項はありません。

③【収益率の推移】

該当事項はありません。



## 6【手続等の概要】

### (1) 申込(販売)手続等

取得申込みの受付については、午後3時(わが国の金融商品取引所が半日営業日の場合は午前11時)までに、取得申込みが行われかつ当該取得申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み分とします。

継続申込期間中は、販売会社の営業日であっても、取得申込日が下記のいずれかに該当する場合は、取得のお申込みの受付は行いません。詳しくは、販売会社にお問合せください。

- モーリシャスの銀行休業日
- インドのムンバイ証券取引所の休業日
- インドのナショナル証券取引所の休業日

分配金の受取方法により、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の2つの申込方法があります。お申込みの際には、どちらかのコースをお申し出ください。

申込単位は、1口単位とします。なお、販売会社や申込形態によっては、どちらか一方のコースのみのお取り扱いとなる場合や、申込単位が上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。

受益権の申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額(当初申込期間中は1口当り1円)とします。

継続申込期間においては、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた取得申込みの受け付けを取り消す場合があります。

#### < 申込手数料 >

- (i) 取得申込受付日の翌営業日の基準価額(当初申込期間中は1口当り1円)に3.675%(税抜3.5%)を上限として、販売会社が独自に定める率<sup>\*</sup>を乗じて得た額とします。

※詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。販売会社については、下記までお問合せ下さい。

新生インベストメント・マネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.shinsei-investment.com>

電話番号 03-5157-5549

お問合せ時間(営業日) 9:00~17:00(半休日となる場合は9:00~12:00)

- (ii) 収益分配金を再投資する場合には手数料は無手数料とします。

※ 取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託者は、当初設定及び追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿へ

の新たな記載または記録を行います。受託者は、当初設定については設定日(平成20年2月29日)に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

## (2) 換金(解約)手続等

### ① 換金(解約)の請求

受益者は、委託者に販売会社が定める単位で一部解約の実行を請求することができます。

一部解約の実行の請求の受付けについては、午後3時(わが国の金融商品取引所が半日営業日の場合は午前11時)までに、解約請求のお申込みが行われかつ、その解約請求のお申込みの受付けにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込み分とします。

ただし、販売会社の営業日であっても、換金請求日が下記のいずれかに該当する場合は、換金の請求の受付は行いません。詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

- モーリシャスの銀行休業日
- インドのムンバイ証券取引所の休業日
- インドのナショナル証券取引所の休業日

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

手取り額は、一部解約申込日の翌営業日の基準価額から、(i)信託財産留保額<sup>※1</sup>(基準価額の0.3%)、および(ii)所得税および地方税(解約価額<sup>※2</sup>が個別元本<sup>※3</sup>を上回った場合その超過額の10%<sup>※4</sup>)を差し引いた金額となります。

※1 「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資家との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額(基準価額に0.3%)を乗じて得た額をいい、信託財産に繰り入れられます。

※2 解約価額＝基準価額－信託財産留保額＝基準価額－(基準価額×0.3%)

※3 「個別元本」とは、受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。)をいいます。

※4 法人受益者は、所得税(7%)のみとなります。詳しくは、販売会社にお問合せください。

- 税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

ファンドの基準価額および解約価額については下記の照会先までお問合せ下さい。

新生インベストメント・マネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.shinsei-investment.com>

電話番号 03-5157-5549

お問合せ時間(営業日)9:00～17:00(半休日となる場合は9:00～12:00)

解約代金は、原則として解約申込みの受付日から起算して、7営業日目以降に、販売会社において支払います。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他止むを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消す場合があります。

また、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとします。

※換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

上記の詳細については、下記の照会先までお問合せ下さい。

新生インベストメント・マネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.shinsei-investment.com>

電話番号 03-5157-5549

お問合せ時間(営業日) 9:00～17:00(半休日となる場合は9:00～12:00)

## ② 換金制限

ファンドの規模および商品性格等に基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には受付時間制限および金額制限を行う場合があります。詳しくは、販売会社にお問合せください。

## 7【管理及び運営の概要】

### (1)資産の評価

#### (i)基準価額の算定

基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

ファンドは便宜上、基準価額を、1万口当りに換算した価額で表示することがあります。

#### (ii)ファンドの主な投資対象の評価基準

信託財産に属する資産については、法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

◎モーリシャス籍の円建て外国投資法人「Shinsei UTI India Fund (Mauritius) Limited」の Class B 投資証券

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の営業日の基準価額で評価します。

◎証券投資信託である「新生 ショートターム・マザーファンド」受益証券

基準価額計算日の基準価額で評価します。

◎外貨建資産(外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。)の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信相場の仲値によって計算します。

◎予約為替は、原則として国内における計算日の対顧客電信先物相場の仲値によるものとします。

#### ※基準価額の算出頻度と公表

- ・ 基準価額は委託会社の営業日において日々算出され、委託会社および販売会社などで入手することができます。
- ・ 直近の基準価額につきましては、販売会社ないしは委託会社の下記照会先にお問合せください。

新生インベストメント・マネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.shinsei-investment.com>

電話番号 03-5157-5549

お問合せ時間(営業日)9:00~17:00(半休日となる場合は9:00~12:00)

また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊「オープン基準価格」欄に略称「インフラ」として当ファンドの基準価額が掲載されます。

### (2) 保管

該当事項はありません。

### (3) 信託期間

原則、無期限とします(平成 20 年2月 29 日設定)。

ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解除し、信託を終了させることがあります。

#### (4) 計算期間

原則として、毎年10月26日から翌年10月25日までとし、第一期計算期間は、信託設定日より平成20年10月27日までとします。ただし、各計算期間終了日が休業日のとき、各計算期間終了日は翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

#### (5) 受益者の権利等

受益者は、主な権利として収益分配金に対する請求権、償還金に対する請求権及び換金(解約)請求権を有しています。

詳細は「第三部 ファンドの詳細情報 第3 管理及び運営 2 受益者の権利等」をご参照ください。

#### (6) その他

##### ① 信託の終了(繰上償還)

1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。

イ) 受益権の口数が10億口を下回るようになった場合

ロ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき

ハ) やむを得ない事情が発生したとき

2) この場合、委託会社は書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。(後述の「書面決議」をご覧ください。)

3) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。

イ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合

ロ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき

ハ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、後述の「書面決議」の規定は適用され、書面決議で可決された場合、存続します。

ニ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき

4) 繰上償還を行う際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

##### ② 償還金について

1) 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日)から受益者に支払います。

2) 償還金の支払いは、販売会社において行われます。

### ③ 信託約款の変更など

1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドの併合(以下「併合」といいます。)を行うことができます。信託約款の変更または併合を行う際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

2) この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合については、書面決議を行います。(後述の「書面決議」をご覧ください。)

3) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の規定を適用します。

### ④ 書面決議

1) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の2週間前までに受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。

2) 受益者は受益権の口数に応じて議決権を有し、これを行使することができます。なお、受益者が議決権を行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。

3) 書面決議は、議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。

4) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行いません。

5) 当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、他のファンドとの併合を行うことはできません。

6) 当ファンドの繰上償還、信託約款の重大な変更または併合を行う場合には、書面決議において反対した受益者は、受託会社に対し、自己の有する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求できます。

### ⑤ 公告

委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

### ⑥ 運用報告書の作成

委託者は毎決算時および償還時に運用報告書を作成し、販売会社を通じて知っている受益者に対して交付します。

## 第2【財務ハイライト情報】

ファンドの運用は、受益権の当初募集期間終了後の平成20年2月29日から開始する予定であり、ファンドは有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。

### 1【貸借対照表】

該当事項はありません。

### 2【損益及び剰余金計算書】

該当事項はありません。

## 第3【内国投資信託受益証券事務の概要】

### (1)受益証券の名義書換えの事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

### (2)受益者に対する特典

該当事項はありません。

### (3)受益権の譲渡

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 上記①の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

#### (4)受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

#### (5)受益権の再分割

委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

#### (6)質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

### 第4【ファンドの詳細情報の項目】

有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」(投資信託説明書(請求目論見書))の記載項目は以下の通りです。

#### 第1【ファンドの沿革】

#### 第2【手続等】

##### 1【申込(販売)手続等】

##### 2【換金(解約)手続等】

#### 第3【管理及び運営】

##### 1【資産管理等の概要】

##### (1)【資産の評価】

##### (2)【保管】

##### (3)【信託期間】

##### (4)【計算期間】

##### (5)【その他】

##### 2【受益者の権利等】

#### 第4【ファンドの経理状況】

#### 第5【設定及び解約の実績】



新生・UTI インドインフラ関連株式ファンド  
追加型証券投資信託 / ファンド・オブ・ファンズ

## 信 託 約 款

新生インベストメント・マネジメント株式会社

## 追加型証券投資信託 新生・UTIインドインフラ関連 株式ファンド 運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

### 1. 基本方針

この投資信託は、中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行うことを基本とします。

### 2. 運用方法

#### (1) 投資対象

投資信託証券(投資信託または外国投資信託の受益証券および投資法人または外国投資法人の投資証券をいいます。以下同じ。)を主要投資対象とします。

#### (2) 投資態度

- ① モーリシャス籍の円建て外国投資法人「Shinsei UTI India Fund (Mauritius) Limited」の Class B 投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)及び証券投資信託である「新生 ショートターム・マザーファンド」の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)を主な投資対象とします。  
#なお、モーリシャス籍の円建て外国投資法人「Shinsei UTI India Fund (Mauritius) Limited」の Class Bは現在準備中です。
- ② 投資信託証券への投資は、高位を維持することを基本とします。
- ③ 投資信託証券については、見直しを行うことがあります。この際、新たに投資信託証券を指定したり、既に指定されていた投資信託証券を変更したりする場合があります。
- ④ 資金動向、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準になったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

#### (3) 投資制限

- ① 投資信託証券、短期社債等(社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法

人債をいいます。)およびコマーシャル・ペーパー以外の有価証券への直接投資は行いません。

- ② 同一銘柄の投資信託証券への投資は、当該投資信託約款又は規約においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得されることが記載されている投資信託証券については、信託財産の純資産総額に対する同一銘柄の時価総額の制限を受けません。
- ③ 株式への直接投資は行いません。
- ④ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ⑤ 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

### 3. 収益分配方針

毎決算期末に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲  
経費控除後の利子・配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ② 分配対象額についての分配方針  
委託者が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益の運用方針  
収益分配に充てず信託財産内に留保した利益(無分配期の利益を含みます。)については、運用の基本方針に基づき運用を行います。

## 追加型証券投資信託 新生・UTIインドインフラ関連 株式ファンド 約款

### (信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は証券投資信託であり、新生インベストメント・マネジメント株式会社を委託者とし、住友信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法(平成18年法律第108号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。

③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人)をいいます。以下この条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

### (信託の目的および金額)

第2条 委託者は、金400億円を限度として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

### (信託金の限度額)

第3条 委託者は受託者と合意のうえ、金1,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意の上、第1項の限度額を変更することができます。

### (信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第38条第7項、第40条第1項、第41条第1項、第42条第1項および第44条第2項の規定による信託終了の日または信託契約解約の日までとします。

### (受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託にかかると受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当する勧誘のうち投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

### (当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当

初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

### (受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第2条による受益権については400億円を限度として追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議の上、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

### (追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。))預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③ 第21条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

### (信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

### (受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2

条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関等への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関等への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関等の定める方法により、振替機関等当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 販売会社(委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し販売会社が定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。ただし、別に定める自動けいぞく投資契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得申込に応じることができるものとします。

② 前項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販

売会社は、当該取得申込の代金(第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

③ 第1項の規定にかかわらず、取得申込日がモーリシャスの銀行の休業日、インドのムンバイ証券取引所の休業日、あるいはインドのナショナル証券取引所の休業日と同日の場合には、第1項による受益権の取得の申込みに応じないものとします。ただし、第36条第2項に規定する収益分配金の再投資にかゝる場合を除きます。

④ 第1項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑤ 前項の手数料の額は、販売会社がそれぞれ独自に定めるものとします。

⑥ 第4項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第30条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数

の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

①次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

- イ. 有価証券
- ロ. 金銭債権
- ハ. 約束手形

②次に掲げる特定資産以外の資産

- イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第16条 委託者は、信託金を、主として次の外国投資法人の投資証券および新生インベストメント・マネジメント株式会社を委託者とし、住友信託銀行株式会社を受託者として締結された次のマザーファンド(その受益権を他の証券投資信託の信託財産に取得させることを目的とした証券投資信託です。)の受益証券ならびに次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. モーリシャス籍の円建て外国投資法人「Shinsei UTI India Fund (Mauritius) Limited」のClass B投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
2. 証券投資信託「新生 ショートターム・マザーファ

ンド」の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)

3. 短期社債等(社振法第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。)およびコーポレート・ペーパー

4. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

②前項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することの指図ができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

(利害関係人等との取引等)

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者(第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。)および受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第22条において同じ。)、第22条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第21条および第25条から第27条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役

および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第5項および同条第6項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第21条および第25条から第27条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

#### (運用の基本方針)

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

#### (同一銘柄の投資信託証券への投資制限)

第19条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の50を超えることとなる投資の指図をしません。

② 前項の規定にかかわらず、当該信託約款又は規約においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得されることが記載されている投資信託証券については、信託財産の純資産総額に対する同一銘柄の時価総額の制限を受けません。

#### (特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第20条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

#### (外国為替予約の指図)

第21条 受託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産のヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

#### (信託業務の委託等)

第22条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること

4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

#### (混蔵寄託)

第23条 金融機関または第一種金融商品取引業者等(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

#### (信託財産の登記等および記載等の留保等)

第24条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区

別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求および有価証券の売却等の指図)  
第25条 委託者は、信託財産に属する投資信託証券またはマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)  
第26条 委託者は、前条の規定による一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)  
第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

② 前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

1.一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内

2.再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内

3.借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内

③ 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡り日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。

④ 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

⑤ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

(損益の帰属)

第28条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第29条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第30条 この信託の計算期間は、毎年10月26日から翌年10月25日とすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日より平成20年10月27日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下本項において「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第31条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類又は電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧又は謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第32条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、第30条に規定する計算期間を通じて日々計上され、第33条第2項に規定する信託報酬の支弁される日に信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

第33条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第30条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の114の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、計算期間の最初の6ヵ月終了日(該当日が休業日のときは、翌営業日とします。)、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配)

第34条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 分配金、利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、諸費用、信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、諸費用、信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補った後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第35条 受託者は、収益分配金については第36条第1項及び第36条第2項に規定する支払開始日までに、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)については第36条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金(第38条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)については第36条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第36条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。)に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に支払われます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込に応じるものとしてします。当該取得により増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの



信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 一部解約金は、第38条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、7営業日目から受益者に支払います。

⑤ 前各項(第2項を除く。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとしします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとしします。

⑦ 前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとしします。また、前項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとしします。

(収益分配金および償還金の時効)

第37条 受益者が、収益分配金については第36条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について第36条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託契約の一部解約)

第38条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に販売会社が定める単位(別に定める契約にかかる受益権または販売会社に帰属する受益権については1口単位)をもって一部解約の実行を請求することができます。ただし、モーリシャスの銀行休業日、インドのムンバイ証券取引所の休業日、あるいはインドのナショナル証券取引所の休業日と同日の場合には、受益権の一部解約の実行の請求の受け付けは行いません。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に

係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

④ 信託契約の一部解約にかかる一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとしします。

⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

⑦ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合は、受託者と合意のうえ、あらかじめ、監督官庁に届け出ることにより、第40条の規定にしたがってこの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第39条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託契約の解約)

第40条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を

終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出るものとします。

② 委託者は、前項の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第41条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第45条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第42条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第45条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第43条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事

業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第44条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第45条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第45条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項(前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することがで

きる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合にかかるとはならず、又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

#### (反対者の買取請求権)

第46条 第40条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己の有する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、第40条第2項または前条第2項に規定する書面に付記します。

#### (他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第47条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対して、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

#### (公告)

第48条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### (信託約款に関する疑義の取扱い)

第49条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

#### (付 則)

この約款において、「自動けいぞく投資契約」とは、この信託について受益権取得申込者と販売会社が締結する「自動けいぞく投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「自動けいぞく投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

平成20年2月29日

東京都千代田区内幸町二丁目1番8号  
委託者 新生インベストメント・マネジメント株式会社

大阪府大阪市中央区北浜四丁目5番33号  
受託者 住友信託銀行株式会社

【信託用語集】

運用報告書	投資信託の運用期間中の運用実績や経過、信託財産の内容、有価証券売買状況などについて一定期間ごとに投資信託委託会社により作成され、取扱い販売会社を通じて投資家に交付される報告書です。
会社型投資信託	投資信託自体が投資を目的とした投資法人（株式会社）を設立し、投資証券（株券）を発行して投資主（株主）を募集します。投資証券を購入した投資主が、その会社の投資運用による収益等の分配を受ける形態の投資信託です。
解約	投資家が販売会社を通じて投資信託委託会社（運用会社）に対して信託契約の解除を請求する換金方法で、直接解約請求ともよばれます。
解約価額	投資信託を解約する際の税引き前の価額です。信託財産留保額がある場合は、基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額になります。
為替ヘッジ	将来のある時点で事前に決められた一定の交換レートで外貨を売り、円を買う取引を行うことで、保有する外貨建て資産の為替変動に係るリスクを回避することをいいます。
基準価額	投資信託の時価を表すものです。基準価額は、その日の投資信託の純資産総額を受益権総口数で割って計算され、日々変動します。なお、当初1口が1円で始まる投資信託は1万口当たりの価額で表示することが一般的です。
繰上げ償還	信託約款に定められた信託期間（運用期間）の満了日前に投資信託が償還されることを繰上げ償還といいます。
個別元本	受益者毎の投資信託取得時の単価をいい（申込手数料（税込）は含まれません。）、複数回取得した場合は、追加取得のつど、取得口数に応じて加重平均されます。
収益分配	投資信託の決算期に、運用の結果あげられた収益などを受益権の口数に応じて受益者に分配することをいいます。追加型株式投資信託では、課税扱いとなる普通分配金と、「元本の一部払戻しに相当する部分」として非課税扱いとなる特別分配金があります。
受益証券	契約型投資信託において受益権を表わす証券のことです。
純資産総額	信託財産の資産を時価で評価した金額から負債金額を控除したものをいいます。
償還	投資信託の信託期間（運用）が終了し受益者に金銭が返還されることをいいます。
信託期間	各投資信託ごとに定められた投資信託の運用期間をいいます。有期限のものと期間の定めのない無期限のものがあります。
信託財産	投資信託として運用される資産のことをいいます。信託財産は受託会社により保管・管理されます。

## 【信託用語集】

信託財産留保額	投資信託を中途解約する投資家から徴収する一定の金額で、信託財産に繰り入れます。これにより、引続き投資を続ける投資家との公平性の確保を図っています。
信託報酬	投資家が、投資信託の運用・管理にかかる費用として信託財産の中から日々間接的に負担する費用です。信託報酬は投資信託会社（委託者）・受託者（信託銀行）・販売会社の業務に対する対価として支払われます。
信託約款	契約型投資信託において投資信託委託会社と受託会社との間に締結され、信託契約が記されています。
投資信託証券	一般に、投資信託証券とは、契約型の投資信託（投資信託または外国投資信託）の受益証券や会社型の投資信託（投資法人および外国投資法人）の投資証券をいいます。
投資信託説明書 （目論見書）	投資信託の募集・販売の際に用いられる当該投資信託の募集要項や費用、運用に係る内容等を記載した説明書のことです。金融商品取引法では、投資信託会社に対し作成義務、販売会社に対し交付義務を課し投資家の投資判断材料として提供されることになっています。目論見書ともいいます。
トップダウン・アプローチ	経済・金利・為替などのマクロ的な投資環境の予測から、資産配分や業種別配分を決定し、その後個別銘柄の選別を行う運用手法です。
トラッキング・エラー	資産運用において、ベンチマークに対するリターンの乖離する可能性を示す指標です。
分配金再投資 （累積投資）	投資信託が収益分配を行うつど、その課税処理後の収益分配金を同一の投資信託に速やかに再投資する仕組みをいいます。
ベンチマーク	投資信託の運用を行うにあたり、目標とする指標をいいます。アクティブ型ファンドの場合は、ベンチマークを上回る投資成果を目指し、インデックス型ファンドの場合はベンチマークとの連動を目指します。
ボトムアップ・アプローチ	個別企業の調査・分析をベースに投資銘柄を選定していく運用手法のことです。
インフラ （インフラストラクチャー）	道路、鉄道、港湾施設、空港、電力、上下水道、通信関連設備など、生活や経済活動の基盤となるもののことです。社会基盤を意味し、英語でinfrastructureといい、インフラと略され称されます。

投資信託説明書  
[ 請求目論見書 ]  
2008.02

新生・UTI インドインフラ関連株式ファンド  
追加型証券投資信託 / ファンド・オブ・ファンズ / 自動けいぞく投資可能

設定・運用は  
新生インベストメント・マネジメント株式会社

本書は金融商品取引法第 13 条の規定に基づき、投資家に交付される目論見書です。

この投資信託説明書(請求目論見書)により行う「新生・UTI インドインフラ関連株式ファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和 23 年法第 25 号)第5条の規定により有価証券届出書を平成 20 年1月 25 日に関東財務局長に提出し、また、同法第 7 条の規定により有価証券届出書の訂正届出書を平成 20 年2月5日に関東財務局長に提出しており、平成 20 年2月 10 日にその効力が発生しております。

「新生・UTI インドインフラ関連株式ファンド」は、主に投資信託証券に投資を行い、投資対象とする投資信託証券は、主にインドの株式を投資対象としていますが、その他の有価証券に投資することもあります。ファンドの基準価額は、組み入れた株式やその他の有価証券の値動き、為替相場の変動等の影響により基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

＃.ファンドに生じた損益はすべて受益者に帰属します。

＃.元本が保証されているものではありません。

＃.一定の収益や投資利回り等成果が約束されているものではありません。

#### 投資信託をご購入の際の注意事項

- 投資信託は預金保険または保険契約者保護機構の対象ではありません。
- 銀行など登録金融機関で投資信託を購入された場合、投資者保護基金の支払対象ではありません。
- 投資信託は金融機関の預金と異なり、元本および利息の保証はありません。
- 投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様が負うこととなります。

請求目論見書 目次

第1 【ファンドの沿革】	1 頁
第2 【手続等】	1 頁
(1)【申込(販売)手続等】	
(2)【換金(解約)手続等】	
第3 【管理及び運営】	4 頁
1 【資産管理等の概要】	
(1)【資産の評価】	
(2)【保管】	
(3)【信託期間】	
(4)【計算期間】	
(5)【その他】	
2 【受益者の権利等】	
第4 【ファンドの経理状況】	7 頁
第5 【設定及び解約の実績】	7 頁



## 第1【ファンドの沿革】

平成 20 年2月 29 日 信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始（予定）

## 第2【手続等】

### (1)【申込(販売)手続等】

取得申込みの受付については、午後3時(わが国の金融商品取引所が半日営業日の場合は午前11時)までに、取得申込みが行われかつ当該取得申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み分とします。

継続申込期間中は、販売会社の営業日であっても、取得申込日が下記のいずれかに該当する場合は、取得のお申込みの受付は行いません。詳しくは、販売会社にお問合せください。

- モーリシャスの銀行休業日
- インドのムンバイ証券取引所の休業日
- インドのナショナル証券取引所の休業日

分配金の受取方法により、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の2つの申込方法があります。お申込みの際には、どちらかのコースをお申し出ください。

申込単位は、1口単位とします。なお、販売会社や申込形態によっては、どちらか一方のコースのみのお取り扱いとなる場合や、申込単位が上記と異なる場合等があります。詳しくは販売会社にお問合せください。

受益権の申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額(当初申込期間中は1口当たり1円)とします。

継続申込期間においては、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた取得申込みの受け付けを取り消す場合があります。

### < 申込手数料 >

(i)取得申込受付日の翌営業日の基準価額(当初申込期間中は1口当たり1円)に3.675%(税抜3.5%)を上限として、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

※詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。販売会社については、下記までお問合せ下さい。

新生インベストメント・マネジメント株式会社(以下「委託会社」、「委託者」という場合があります。)

ホームページ アドレス <http://www.shinsei-investment.com>

電話番号 03-5157-5549

お問合せ時間(営業日)9:00~17:00(半休日となる場合は9:00~12:00)

(ii)収益分配金を再投資する場合には手数料は無手数料とします。

※ 取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託者は、当初設定及び追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託者は、当初設定については設定日(平成20年2月29日)に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

## (2) 【換金(解約)手続等】

受益者は、委託者に販売会社が定める単位で一部解約の実行を請求することができます。

一部解約の実行の請求の受付については、午後3時(わが国の金融商品取引所が半日営業日の場合は午前11時)までに、解約請求のお申込みが行われかつ、その解約請求のお申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込み分とします。

ただし、販売会社の営業日であっても、換金請求日が下記のいずれかに該当する場合は、換金の請求の受付は行いません。詳しくは、販売会社にお問合せください。

- モーリシャスの銀行休業日
- インドのムンバイ証券取引所の休業日
- インドのナショナル証券取引所の休業日

なお、当該請求にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを、当該日の受付とします。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

手取り額は、一部解約申込日の翌営業日の基準価額から、(i)信託財産留保額<sup>※1</sup>(基準価額の0.3%)、および(ii)所得税および地方税(解約価額<sup>※2</sup>が個別元本<sup>※3</sup>を上回った場合その超過額の10%<sup>※4</sup>)を差し引いた金額となります。

※1 「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資家との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額(基準価額に0.3%を乗じて得た額)をいい、信託財産に繰り入れられます。

※2 解約価額＝基準価額－信託財産留保額＝基準価額－(基準価額×0.3%)

※3 「個別元本」とは、受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。)をいいます。

※4 法人受益者は、所得税(7%)のみとなります。詳しくは、販売会社にお問合せください。

- 税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口解約については、ファンドの残高、市場の流動性の状況等によっては、委託者の判断により一部解約の金額に制限を設ける場合等があります。

解約代金は、原則として解約申込みの受付日から起算して、7営業日目以降に、販売会社において支払います。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他止むを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消す場合があります。

また、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとします。

※換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

上記の詳細については、下記の照会先までお問合せ下さい。

新生インベストメント・マネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.shinsei-investment.com>

電話番号 03-5157-5549

お問合せ時間(営業日) 9:00～17:00(半休日となる場合は9:00～12:00)

### 第3【管理及び運営】

#### 1【資産管理等の概要】

##### (1)【資産の評価】

###### ① 基準価額の算定

基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

ファンドは便宜上、基準価額を、1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

###### ② ファンドの主な投資対象の評価基準

信託財産に属する資産については、法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

###### ◎モーリシャス籍の円建て外国投資法人「Shinsei UTI India Fund (Mauritius) Limited」の Class B 投資証券

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の営業日の基準価額で評価します。

###### ◎証券投資信託である「新生 ショートターム・マザーファンド」受益証券

基準価額計算日の基準価額で評価します。

###### ◎外貨建資産(外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。)の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。

###### ◎予約為替は、原則とし国内における計算日の対顧客電信先物相場の仲値によるものとします。

###### ③ 基準価額の算出頻度と公表

- ・ 基準価額は委託会社の営業日において日々算出され、委託会社および販売会社などで入手することができます。
- ・ 直近の基準価額につきましては、販売会社ないしは委託会社の下記照会先にお問合せください。

新生インベストメント・マネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.shinsei-investment.com>

電話番号 03-5157-5549

お問合せ時間(営業日)9:00~17:00(半休日となる場合は9:00~12:00)

また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊「オープン基準価格」欄に略称「インフラ」として当ファンドの基準価額が掲載されます。

##### (2)【保管】

該当事項はありません。

### (3) 【信託期間】

原則、無期限とします(平成 20 年 2 月 29 日設定)。

ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解除し、信託を終了させることがあります。

### (4) 【計算期間】

原則として、毎年 10 月 26 日から翌年 10 月 25 日までとし、第一期計算期間は、信託設定日より平成 20 年 10 月 27 日までとします。ただし、各計算期間終了日が休業日のとき、各計算期間終了日は翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

### (5) 【その他】

#### ① 信託の終了(繰上償還)

1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。

イ) 各ファンドにつき、受益権の口数が 10 億口を下回ることとなった場合

ロ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき

ハ) やむを得ない事情が発生したとき

2) この場合、委託会社は書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。(後述の「書面決議」をご覧ください。)

3) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。

イ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合

ロ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき

ハ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、後述の「書面決議」の規定は適用され、書面決議で可決された場合、存続します。

ニ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき

4) 繰上償還を行う際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

#### ② 償還金について

1) 償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して 5 営業日)から受益者に支払います。

2) 償還金の支払いは、販売会社において行われます。

#### ③ 信託約款の変更など

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドの併合(以下「併合」といいます。)を行うことができます。信託約款の変更または併合を行う際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合については、書面決議を行います。(後述の「書面決議」をご覧ください。)
- 3) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の規定を適用します。

#### ④ 書面決議

- 1) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の2週間前までに受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- 2) 受益者は受益権の口数に応じて議決権を有し、これを行行使することができます。なお、受益者が議決権を行行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。
- 3) 書面決議は、議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。
- 4) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行いません。
- 5) 当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、他のファンドとの併合を行うことはできません。
- 6) 当ファンドの繰上償還、信託約款の重大な変更または併合を行う場合には、書面決議において反対した受益者は、受託会社に対し、自己の有する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求できます。

#### ⑤ 公告

委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### ⑥ 運用報告書の作成

委託者は毎決算時および償還時に運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に対して交付します。

## 2 【受益者の権利等】

### ① 収益分配金・償還金受領権

- 1) 受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、所有する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。

2)ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

## ②解約請求権

受益者は、受益権の解約を販売会社を通じて、委託会社に請求することができます。

## ③帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

## 第4【ファンドの経理状況】

- ①ファンドの運用は、受益権の当初募集期間終了後の平成20年2月29日から開始する予定であり、ファンドは有価証券届出書提出日現在、資産を有していません。
- ②ファンドの会計監査は、監査法人トーマツにより行われ、監査証明を受けたファンドの財務諸表は、特定計算期間毎に作成する有価証券報告書および特定計算期間の半期毎に作成する半期報告書に記載されます。
- ③委託会社は、ファンドの信託財産に係る財務諸表の作成にあたっては、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」および「投資信託財産の計算に関する規則」の定めるところによります。

以下にご参考として記載する「新生 ショートターム・マザーファンド」の運用状況は平成19年12月28日現在のものです。

### 1【財務諸表】

該当事項はありません。

### 2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】 平成19年12月28日

該当事項はありません。

(参考) 新生ショートターム・マザーファンド

I 資産総額	501,809,630 円
II 負債総額	0 円
III 純資産総額 (I - II)	501,809,630 円
IV 発行済数量	498,944,517 口
V 1単位当たり純資産額 (III / IV)	1.0057 円

## 第5【設定及び解約の実績】

該当事項はありません。

